

開発・改良した商品等のテストマーケティング募集要項

1 目 的

倉敷市主催の「個別商品相談会」に参加した事業者のほか、希望する事業者を対象に、開発・改良した商品などのテストマーケティングを実施します。ターゲットの明確化・売れ行き予測などの市場調査を行い、高梁川流域圏の地域資源となる特産品について大都市圏での販路開拓・拡大や、知名度向上につなげるものです。

2 主 催

倉敷市（高梁川流域連携中枢都市圏事業）

3 内 容

（１）実施会場・期間（２箇所）※①②両方とも参加必須

①2k540 AKI-OKA ARTISAN イベントスペース（HP：<https://www.jrtk.jp/2k540/>）

場 所 東京都台東区上野 5-9

期 間 令和7年11月14日（金）～16日（日）※3日間

時 間 11:00～19:00（最終日17:00）

②Massafy（マサフィ）（HP：<https://www.instagram.com/massafy221210/>）

場 所 東京都台東区上野 5-9-3 2k540 AKI-OKA ARTISAN

期 間 令和7年11月18日（火）～12月2日（火）※13日間

※ただし、水曜定休日のため19日（水）、26日（水）除く

時 間 11:00～19:00

各店舗 売り場イメージ



①2k540 イベントスペース



②Massafy（マサフィ）

（２）対象者

高梁川流域圏に本社又は主たる事業所を有する中小企業等

（３）対象商品

高梁川流域圏の地域資源となる食品・加工品（常温のみ）・雑貨 ※酒類は対象外

（４）募集事業者数

10者程度

※応募者の中から提出物を基に選考の上、決定します。

※選考の結果（不採択の理由等）に関する問合せ等には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

（５）アンケート調査

来店者へアンケートを実施し、回答結果を出品者へ提供します。

また、商品および営業活動の改善点等のアドバイスをを行います。

（アドバイザー：㈱コンタン 代表取締役 鈴木正晴 氏）

（６）その他

期間中、希望があれば出店者は店頭での販売参加が可能です。

※詳細は要相談（交通費・宿泊費等は自己負担）

４ 販売等にかかる条件（各会場共通）

（１）消化仕入れとします。

（２）商品納品・返品は出品者が送料負担をお願いします。

※商品の納品方法は、別途ご連絡します。

（３）販売期間終了時に残った商品は返品（着払い）致します。

（４）賞味期限が切れた商品は、返送を希望する場合を除き、販売店で処分致します。

（５）販売による収益及び販売手数料等の授受は、販売店（㈱コンタン）と直接行っていただきます。

（６）会場費、水道光熱費、装飾費の負担金はありません。

※会場ブースに設置する標準設備以外の什器を使用する場合は自己負担となる場合があります。

（７）販売手数料は、売上金額（税抜）の２０％です。

（８）ＰＬ保険等への加入が必要です。

５ 応募資格

高梁川流域圏の地域資源となる開発・改良した商品等を有し、積極的に大都市圏等での販路開拓・拡大や、知名度向上を目指す食品・加工品・雑貨事業者で、次の要件を全て満たす必要があります。

※以下とは別に、今年度、倉敷市主催の「個別商品相談会」でアドバイスを受け「高梁川流域圏内地域資源商品改良事業補助金」の交付を受けた事業者は参加必須となります。

（１）高梁川流域圏に本社又は主たる事業所を有すること。

（２）暴力団員等に該当する者、暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある者、又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者のいずれでもないこと。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（４）出品者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。

（５）①食品表示法、②食品衛生法、③ＪＡＳ法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に

- 関する法律)、④農薬取締法、⑤健康増進法、⑥医薬品医療機器等法、⑦景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)、⑧計量法等及び J I S 規格(日本工業規格)等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。※雑貨事業者については⑦、⑧のみ
- (6) 厚生労働省が掲げる HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいること。
- ※食品・加工品事業者のみ
- (7) 原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- (8) 各種保険(PL 保険)等に参加し、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできること。
- (9) 特別なノウハウや秘密事項については、出品者自身であらかじめ法的保護を行うなどの措置を講じてください。

6 申込方法

(1) 提出書類・提出方法

①参加申込書

②商談シート(食品・雑貨)

※食品・加工品事業者、雑貨事業者で商談シートの様式が異なります。

※開発・改良した商品以外の既存商品も申請が可能です。

※商品は複数申込が可能です。販売スペースに限りがあるため商品点数の調整を行う場合があります。

※商品サンプルが選考で必要な場合があります。その際は、別途ご連絡します。

※①及び②の提出書類は、岡山県産業振興財団 HP から様式をダウンロードの上、Eメールでお申込みください。

https://www.optic.or.jp/event/event_detail/index/7112.html

・ご提出いただいた申込書類及び添付書類などについては返却いたしません。

・申込に係る費用は、すべて申込者の負担となります。

(2) 募集期間

令和7年9月8日(月)から10月10日(金) 17時必着

7 お申込み・お問い合わせ先(受託者)

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課

担当: 大村、角南

〒701-1221 岡山市北区芳賀 5301 (テクノサポート岡山)

電話: 086-286-9677 FAX: 086-286-9691 Eメール: shinfo@optic.or.jp